

基本施策・活動指標の評価、課題

施策の柱	基本施策	評価（成果⇒課題）※丸囲みの数字は計画の個別施策	令和6年度の実施内容等	活動指標名	現状値（R2）	実績				活動指標の進捗	
						R3	R4	R5	R6		
市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進	<p>①～⑨幼児から高齢者までを対象とし、成長過程に合わせ、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うため、各種交通安全教室を開催した。 ⇒今後とも引き続き、各世代の交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた交通安全教育に取り組んでいく必要がある。</p> <p>③中学校において各教科等における交通安全教育や、関係機関と連携した「交通安全教室」の実施などにより、自己的安全を守るために判断力や実践力を育成することができた。 ⇒中学生の交通事故防止に向け、引き続き交通安全教育に取り組んでいく必要がある。</p> <p>④高校において、宇都宮ブリッツエンと連携した自転車安全利用教室やスケアードストレイト方式による交通安全教室等を実施するほか、「高校生の交通問題を考える会」を通して情報提供を行うなど、学校等と連携した交通安全教育を推進することができた。 ⇒高校生の交通事故の状態別では、自転車乗車中に約9割を占めていることや世代別人口1万人あたりの自転車事故当事者数を比較すると、高校生が突出して多いことを踏まえ、高校生が関係する交通事故を減らすため、高校生に対する交通安全教育に取り組む必要がある。</p> <p>⑥高齢者を対象とした交通安全教育について、感染症の5類移行後も教室開催数が回復しないものの、交通安全運動期間等に合わせ老人福祉センターなどで身体機能測定器体験会を実施するなど、教育の機会を拡充して取り組むことができた。 ⇒高齢者の関係する交通事故を防止するためには、高齢者やその家族が身体機能や認知機能の変化を把握し、日ごろの運転行動や移動手段について考えるきっかけづくりなど、高齢者を対象とした交通安全教育等の機会の拡充が必要である。</p>	<p>①～⑨各世代の特性に応じた交通安全教育の実施 ・パネルシアーや横断歩道の実技等を行う幼児対象の交通安全教室の実施 ・ダメー人形衝突実験などを用いた体験型交通安全教室など、小学生対象の交通安全教室の実施 ・宇都宮ブリッツエンと連携した自転車安全利用教室など、中高生対象の交通安全教室の実施 ・大学・企業等を対象の交通安全教室の実施 ・身体機能測定器を活用した高齢者を対象の交通安全教室の実施 ・啓発動画やチラシを小中学生のタブレット端末等へ配信など</p> <p>③中学校における交通安全教育の実施 ・各中学校において、家庭及び関係機関・団体等と連携協力を図りながら、各種交通安全教室や下校指導など、交通安全教育を推進していく。</p> <p>④高校生に対する交通安全教育の実施 ・各種交通安全教室や危険運転体験VRを活用した交通安全教育の実施 ・「3警察署連名通知」の発送【新】 ⇒市内3警察署と連携し、市内全高校に対し生徒への自転車安全利用及びヘルメット着用を指導するよう依頼 ・宇都宮ブリッツエンと連携して作製した自転車安全利用動画とリーフレットを活用した周知啓発【拡】 ⇒「3警察署連名通知」において教育教材として各高校に送付するほか、夏季休業や新学期等の時期を捉えた情報発信など、教育資材の活用の幅を広げるもの ・高校や地域、警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適宜見直しや実施 ⑥高齢者に対する交通安全教育等の機会の拡充 ・身体機能測定器や自転車シミュレーターを活用した参加体験型の教育の実施【拡】 ⇒①老人クラブや自治会など、関係団体の会議の場に出向いて、加齢に伴う身体機能の変化を確認することの重要性を説明するなど、多くの方に交通安全教室に参加いただけるよう交通安全教室の開催を依頼 ②地域や関係機関主催のイベントなどにおける体験ブースの出展など、積極的な活用 ・高齢ドライバーパンフレット等を活用した非参集型の教育の実施【拡】 ⇒年金支給日に金融機関等における高齢ドライバーパンフレットの配付など、街頭広報活動を実施 ・運転に不安を感じる高齢ドライバーその家族に対する免許返納のきっかけづくり【拡】 ⇒県と連携し「栃木県高齢者運転免許証自主返納サポート事業」の周知や協賛事業者の拡充</p>	身体機能測定器を活用した交通安全教育参加者数	267人	446人	759人	1155人		2,100人	遅れ
				理想値	~1,920人	~1,970人	~2,020人	~2,070人			
				小中学校におけるICT環境整備に併せた交通安全教育実施校数【累計】	一	5校	94校	94校		累計94校	
	(2) LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発の推進	<p>①LRTの交通ルールに係る交通安全教育・周知啓発（生活安心課・LRT整備課協働広報室） ・ライトラインの開業など、本市の社会・交通情勢の変化を捉え、動画やチラシを活用した交通ルールの周知を実施した。周知にあたっては、各種交通安全教室のほか、宿泊事業者やレンタカー事業者などと連携し、市民だけでなく市来訪者を対象に幅広く実施した。 ・ライトラインの交通ルールについて、オープニングスクエアやSNS(YouTube)などの映像放映やチラシ配布を行っているほか、広報紙や市ホームページ、各種SNS(フェイスブック、Twitter)に加え、地元新聞社との連携によるコラム、ライトライン見学会やオープンハウスなどあらゆる機会を捉え周知を行った。 ・開業前、開業後ともに沿線の学校や自治会等に対して「体験型の安全教室」や「乗り方教室」を実施し、座学や現場で軌道敷の渡り方や停留場での待ち方、車両の乗り方などについて説明したほか、県内外からの視察見学者に対しても事業説明に加えて交通ルールを説明した。 ・開業後、県警や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、ドライバーなどに直接呼びかける街頭活動を実施した。 ⇒ライトラインとの交通事故を防止するためには、継続的な交通ルールの周知だけでなく事故の発生状況等を踏まえたピントの注意喚起が必要である。</p>	<p>①継続的な交通ルールの周知及び交通事故発生状況等を踏まえた注意喚起の実施（生活安心課・LRT整備課協働広報室） ・各種交通安全教室の実施（小学生や高齢者、民間企業等） ・YouTube広告やデジタルサイネージなどの広告媒体を活用した啓発動画の配信 ・地域団体等への情報提供【拡】 ・県警等の関係機関と連携した啓発動画の放映やチラシの配付（警察署、免許センター、自動車教習所、安全運転管理者法定講習等） ・市・広報媒体を活用した周知（ホームページ、広報紙等） ・オープニングスクエアにおけるルール周知やオープンハウスの実施 ・交通事故の発生状況等を踏まえた動画やチラシなどの教育資材の充実【拡】 ⇒①危険を予測し「考える」ための「危険予知トレーニング動画」の制作 ②ライトライン運転士やドライブレコーダー映像のAI分析による交通事故リスクの高い箇所における注意喚起を図る啓発チラシの作成</p>	LRTの交通ルールに係る動画やVRを活用した交通安全教育開催地区数【累計】	一	4地区	39地区	39地区		累計39地区	計画どおり
				理想値	3～5地区	39地区	39地区	39地区			
	(3) 自転車利用者への交通安全教育・周知啓発の推進	<p>①～⑧子ども自転車免許事業や宇都宮ブリッツエンと連携した自転車安全利用教室等の交通安全教室や、VRを活用した交通安全イベント、街頭指導を実施するなど、自転車利用者への交通安全教育・周知啓発に取り組んだ。 ⇒自転車の関係する交通事故発生件数は全国的に増加傾向にあるものの、本市では各施策事業を着実に実施したことにより減少傾向にあり、今後とも目標値の達成に向け、引き続き自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>⑤VRを活用した交通安全教室については、中高生を対象とした交通安全教室において組み入れ、実施した。体験者の視覚映像を外部出力し、体験者以外もその映像を共有し、教育を実施したが、出力する画角や音響などからVRコンテンツ特有の十分な臨場感等が得られず、現段階では大人を対象とした教室における教育資材としては不向きであると判断した。 ⇒VRは危険運転などを疑似体験し、交通ルールを遵守することの大切さを学ばせる有効なツールであることから、1対1の教育面接などにおいて、引き続き活用していく必要がある。</p> <p>⑥令和5年4月1日施行の「改正道路交通法」を踏まえ、市内高校生とヘルメット着用促進PR動画を作成するほか、ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車安全利用応援店」協賛店舗の拡大などに取り組んだ。 ⇒本市の自転車ヘルメットの着用率は令和5年度市政世論調査において21.6%であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である13.5%（栃木県は13.2%）を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>⑧自転車利用者に対する街頭指導の実施については、高校と連携して危険箇所に関する調査を依頼し効果的な立消場所において実施した。 ⇒今後とも引き続き、自転車利用者に対する効果的な街頭指導に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>①～⑧自転車安全利用のさらなる周知啓発 ・地域イベントなど地域と連携した自転車シミュレータ体験会の開催 ・世代に応じた各種交通安全教室の開催（小学生、中高生、高齢者など） ・啓発動画等を活用した幅広な周知啓発の実施【拡】 ⇒SNS広告や市公式SNSを通じた情報発信など、広い世代に対し周知 ⑤交通安全イベントなどにおけるVRを活用した自転車安全利用教育の実施 ⑥ヘルメット着用を促進する「自転車安全利用応援店」事業の周知の強化【拡】 ⇒ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車安全利用応援店」を市民に「知つてもらいい」「使ってもらいたい」ため、事業の周知を強化 ⑧自転車利用者に対する街頭指導の充実 ・高校や地域、警察等と連携した自転車街頭指導活動に係る実施場所の適宜見直しや実施</p>	高校生に対するVRを活用した交通安全教室開催校数【累計】	一	0校	0校	4校		累計15校	計画どおり
				理想値	0～1校	0～1校	1～6校	6～11校			
	(4) 地域等と連携した交通安全運動や交通事故防止活動の推進	<p>①②交通安全運動期間において、県や県警、鉄道事業者、百貨店等と連携し、歩きスマホの危険性を周知する街頭広報活動などを実施し、市民等の交通安全意識の高揚や歩行者の交通マナーの向上を図った。 ⇒今後とも引き続き、地域や警察等と連携しながら、効果的な交通安全運動を推進する必要がある。</p>	<p>①②交通安全市民総ぐるみ運動の着実な実施 ・春・秋・年末の交通安全運動において、地域や警察、交通安全団体と連携しながら街頭啓発活動に取り組むなど、市民総ぐるみの交通安全運動の実施 ・「止まってくれない栃木県」からの脱却に向けた啓発やハンドサインの推進など、社会情勢などを捉えた啓発の実施</p>	自転車利用者に対する街頭指導実施箇所数	10か所	13か所	12か所	14か所		13か所	計画どおり
				理想値	10～11か所	11～12か所	12～13か所	12～13か所			
	(5) 交通安全広報啓発活動の推進	<p>①市ホームページに交通事故の発生状況等について掲載するほか、「交通事故発生状況マップ」について交通安全教室や地域イベント等で活用を促すなど、事故発生状況等の情報提供などに取り組んだ。 ⇒今後とも引き続き、事故マップを活用しながら、効果的な広報活動に取り組んでいく必要がある。</p> <p>②～④歩行者保護意識の啓発や、飲酒運転を許さない地域づくりを進めるため、GRリボンの配布など飲酒運転根絶に係る機運醸成に取り組んだ。 ⇒今後とも引き続き、幅広い広報・啓発に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>①交通事故発生状況等の情報提供や交通事故マップの周知 ・交通安全教室や交通安全イベントにおける交通事故マップの活用 ②～④交通安全啓発活動の推進など、各事業の着実な実施 ・ホームページや広報紙など多様な広報手段を活用した歩行者保護意識の啓発や、飲酒運転根絶に向けた情報発信</p>	民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベント開催数【累計】	一	1回	2回	3回		累計5回	計画どおり
				理想値	0～1回	1～2回	2～3回	3～4回			
	(6) 交通安全に関する団体・企業等の主体的活動の促進	<p>①②民間企業等によるICTを活用した参加型交通安全イベントの開催について、東部ブロック全8地区においてICタグを活用した歩行データの収集を実施することができた。 ⇒今後とも引き続き、より多くの方に歩行データ収集に参加していただく必要がある。</p>	<p>①②歩行データ収集参加者の拡大 ・民間企業（あいおいニッセイ同和損保）と連携した事業の実施 ・地域内の団体・企業等への積極的な参加呼びかけの実施</p>								

施策の柱	基本施策	評価(成果⇒課題)※丸括みの数字は計画の個別施策	令和6年度の実施内容等	活動指標名	現状値(R2)	実績				目標値(R7)	活動指標の進捗
						R3	R4	R5	R6		
II 地域と連携した道路交通環境の整備	(1) 事故データ等の分析を踏まえた交通安全対策の推進	①～③地域の方々や民間企業、大学の協力をいただき車両に一定期間ICタグを取り付け、急ブレーキや速度超過等の走行データを収集し、得られた走行データと警察の持つ交通事故データについて、市政研究センターにおいてGISを活用したマップを作成し、事故多発地点や道路の危険箇所等について把握した。 ⇒今後とも引き続き、作成したマップや実施結果を地域にフィードバックし、地域が主体となった交通安全対策につなげていく必要がある。	①～③事故データや走行データを活用した調査分析及び地域と連携した交通安全対策の実施 ・民間企業(あいおいニッセイ同和)と連携した事業の実施 ・走行データ収集を契機とした地域の交通安全意識の高揚や地域が主体となった交通安全対策の実施	走行データを活用した調査分析の実施プロック数[累計]	一	1プロック	2プロック	3プロック		累計5プロック	計画どおり
	(2) 人優先の安全安心な歩行空間の整備	①地域や交通管理者と連携を図りながら、歩道整備や路面表示の整備や視覚障がい者団体と意見交換を行うなど連携を図りながら、視覚障がい者誘導用ブロックの整備・修繕を実施した。(道路建設課・道路保全課) ⇒今後とも引き続き、歩道整備や運転者への注意喚起の路面表示の整備や、視覚障がい者誘導用ブロックの計画的整備・修繕に取り組んでいく必要がある。(道路建設課・道路保全課) ②通学路の安全確保について、学校や地域等からの改善要望を踏まえ、児童の通学路合同点検を実施し、交通安全対策に取り組んだ。(学校健康課) ⇒長期的な対応が必要な箇所における暫定的な対策を検討するほか、引き続き、学校、地域等からの通学路の改善要望を踏まえ児童の通学路合同点検を行うなど、安全対策に取り組んでいく必要がある。(学校健康課) ②新設園等における交通安全対策として、園や地域等からの要望を踏まながら、関係機関と連携し対策を検討・実施したほか、ボスター・リーフレットを活用したキッズゾーンに関する周知啓発を引き続き実施したことにより、市内の自動車運転者への注意喚起が図られた。(保育課) ⇒今後とも引き続き、県警等と連携しながら、自動車運転者等へのキッズゾーンに関する周知啓発に取り組んでいく必要がある。(保育課)	①歩行者の安全な通行空間の確保 ・地域や交通管理者と連携した歩道や路面標示の整備(道路建設課) ・視覚障がい者団体と意見交換を行うなど連携を図りながら、視覚障がい者誘導用ブロックの整備・修繕の実施(道路保全課) ②通学路やキッズゾーンの交通安全確保 ・学校、地域等からの要望を踏まえた通学路合同点検の実施(学校健康課) ・県警等と連携したキッズゾーンに関する周知啓発(保育課)								
	(3) 自転車利用環境の総合的整備	①自転車走行空間の整備について、自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示などの整備手法を活用し、着実に自転車走行空間の整備延長を伸ばすことができた。(道路建設課) ⇒自転車のみならず、自動車、歩行者すべての道路利用者に対する道路の適正な利用方法の周知徹底を図るとともに、道路幅員に合わせた空間の再配分について検討する必要がある。(道路建設課) ②自転車の安全な利用環境の整備について、駐輪場の利用促進を図るために周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的な実施など自転車利用環境の総合的整備に取り組んだ。(道路保全課) ⇒今後とも引き続き、駐輪場の利便性の向上を図っていく必要がある。(道路保全課)	①自転車走行空間の着実な整備 ・公共交通へのアクセスや日常利用の多い路線を「優先整備路線」に選定し、「自転車ネットワーク」の計画的な整備推進(道路建設課) ②駐輪場の利用促進及び放置自転車対策の推進 ・駐輪場の利用促進を図った周知(道路保全課) ・定期的な放置自転車の即時撤去の実施(道路保全課) ・自転車利用者のニーズを把握し、実態に沿った駐輪場の利便性向上に向けた対策の検討(道路保全課)	自転車走行空間の整備延長[累計]	51.3km 理想値 ※2	58.3km 58.5km	65.6km 65.7km	73.1km 72.9km	80.1km 87.3km	87.3km 計画どおり	
	(4) 交通安全に配慮した道路交通環境の整備	①道路バトロールや地域などからの情報提供を基に、交通管理者と連携を図りながら交通安全施設の整備・更新を実施した。(道路建設課・道路保全課) ⇒今後とも引き続き、関係機関と連携しながら交通安全施設の整備・更新に取り組んでいく必要がある。(道路建設課・道路保全課) ②道路法等に基づき、適正な道路使用及び占用の許可を実施した。 ・申請手続については、令和4年度より、電子申請の受付を開始し、令和5年度には受付対象範囲を拡充した。(道路管理課) ⇒今後とも引き続き、適正な道路使用及び占用の許可を実施するため、事業者等に対し、より一層、許可条件や申請手續等の周知を図る必要がある。(道路管理課)	①交通安全施設の着実な整備・更新 ・道路バトロールや地域などからの情報提供を基に、交通管理者と連携した交通安全施設の整備・更新(道路建設課・道路保全課) ②市道の使用・占有の適正化 ・市HP等における道路使用及び占有許可条件等の詳細な基準の周知【拡】(道路管理課)								
	(5) LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備	①公共交通ネットワークの整備推進(交通政策課) ・令和5年8月のJR宇都宮駅東側ライナーライン開業と合わせ、バス路線の再編を実施し、これにより、平日1日あたりのバスの運行本数が148本増加するなど、公共交通ネットワーク全体の利便性が向上した。 ・地域内交通からライナーライン・バスに乗り継ぎできるよう、地域内交通運営組織と連携しながら、ライナーライン停留場やバス停留所など、乗継地点を新たに14か所設定した。 ・令和5年6月から新たに明保地区へ地域内交通を導入した。 ⇒JR宇都宮駅西側のLRT整備計画の検討状況と合わせ、バス路線の再編案の検討など、公共交通ネットワークの整備に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・公共交通ネットワークを補完する新たな移動手段である電動キックボードの交通ルールについて、シェアリングサービス利用者へのアプリを通じた周知や、チラシの配付等に取り組んだ。 ⇒今後とも引き続き公共交通ネットワークを補完する新たな移動手段である電動キックボードに関する交通ルール等の周知に取り組んでいく必要がある。 ②公共交通の利用促進(交通政策課) ・ライナーライン開業にあわせ、「ライナーライン・バス」地域内交通の乗継割引制度を導入し、「どこから乗っても街ナカまで片道500円以内」を実現した。 ・令和4年度からは、公共交通利用促進運動「MOVE NEXT UTSUNOMIYA」事業として、totraの普及促進と、公共交通のイメージアップにつながる情報を市民に広く「知つもらう」ため、様々な施策を実施した。 ・totraの普及促進にあたっては、これまで実施していた中学生・高校生相当世代へのtotra配付に加え、令和5年度から「小学生世代」へのtotra配付を新たに開始した。 ・ライナーライン・再編バス路線沿線の住民・企業・学校等に対し、経路検索システム「乗ろうよ！ナビ」を新たに導入するなど、効果的なモビリティ・マネジメントを実施した。 ⇒市民の誰もが便利で快適に公共交通を利用して市内を移動できるよう、更なる運賃負担軽減策を検討するなど、公共交通の利用促進に取り組んでいく必要がある。	①公共交通ネットワークの整備推進(交通政策課) ・JR宇都宮駅西側のLRT整備計画の検討状況と合わせ、バス路線の再編案を検討し、適宜、交通事業者等との協議の実施 ・バス↔バス間の乗継割引制度の導入など、新たな運賃負担軽減策の検討 ・市街地部への地域内交通の導入を推進 ①電動キックボードの交通ルール等の周知(交通政策課・生活安心課) ・電動キックボードの交通ルールなどについて市ホームページなどで周知 ・栃木県警察と連携した交通ルールに関するチラシの配付 ・新規ユーザーとして見込まれる高校生に対する周知【拡】 ⇒高校生に対し、タブレット端末へ配信するなど、交通ルールや乗り方について周知 ②公共交通の利用促進 ・新たな運賃負担軽減策の実施及び検討【拡】 ⇒誰もが便利で快適に公共交通を利用して市内を移動できる環境づくりに向けて、利用者が負担感なく移動できるよう、「バス↔バス間の乗継割引制度」の導入などの実施及び検討 ・SSCの実現等に向け、「どこから乗ってもどこまで行っても500円以内」となる利用環境の実現を目指し、更なる運賃負担軽減策について検討 ・引き続き、ライナーライン・再編バス路線沿線の住民・企業・学校に対し、経効果的なモビリティ・マネジメントを実施	公共交通夜間人口比率	90.5%※4 理想値 ※3	90.7%	90.8%	96.9%		97.5%	計画どおり
III 救助救急対策の推進	(1) 救助救急対策の推進	①②救急現場又は搬送途上において、一刻も早い高度な救命処置等を実施し救命効果の向上を図るために救急救命士を計画的に養成するとともに、救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図る教育訓練を実施した。(警防課) ⇒今後とも引き続き、救急救命士の計画的な養成や救急・救助隊員の教育訓練に取り組んでいく必要がある。(警防課) ③救急患者の救命効果の向上及び後遺障害の軽減のため、交通事故等による重症な負傷者に対し速やかな救命医療を行うことができるドクターを活用するなど、救助・救急対策に取り組んだ。(警防課) ⇒今後とも引き続き、救命効果の向上に向けた各事業に取り組んでいく必要がある。(警防課)	①②救急救命士の計画的養成及び救急・救助隊員に対する教育訓練の充実 ・救命効果の向上を図るため、救急救命士の計画的な養成(警防課) ・救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図る教育訓練の実施(警防課) ③ドクター等の活用推進 ・救急患者の救命効果の向上及び後遺障害の軽減のため、ICTやドクター等の活用の推進(警防課)								
	(2) 応急手当の普及啓発活動の推進	①交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用方法を含めた応急手当講習をe-ラーニングを活用して実施した。 ⇒今後とも引き続き、応急手当講習に取り組んでいく必要がある。	①応急手当講習の実施 ・講習におけるe-ラーニングを活用した応急手当講習の実施								
IV 被害者支援の推進	(1) 関係機関と連携した啓発活動の推進	①②被害者支援に関する広報・啓発について、スケアードストレイト方式による交通安全教室において、交通事故がもたらす被害者遺族の悲しみや命の尊さなどについて講話を行ったほか、犯罪被害者支援パネル展や民間団体や県と連携し、被害者支援に関する周知啓発を行った。 ⇒今後とも引き続き、被害者支援に関する理解促進に取り組んでいく必要がある。	①②被害者支援に関する理解促進 ・被害者遺族による講話やパネル展等による理解促進								

※2…目標値(理想値)は「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」から引用

※3…「第2次宇都宮市都市交通戦略」において、各年の目標値(理想値)は設定していない
※4…より正確な数値を算出するための算出方法を採用することとしたため、計画策定時の現状値と異なる